



令和8年度

スクルドエンジェル保育園
袖ヶ浦園Ⅲ
重要事項説明書



◇児童憲章

- * 児童は、人として尊ばれる。
- * 児童は、社会の一員として重んぜられる。
- * 児童は、よい環境のなかで育てられる。

◇児童福祉法（児童福祉法の理念）

- * すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない。
- * すべて児童は、ひとしくその生活を保障され愛護されなければならない。

◇保育所の目的

- * 保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設のひとつで、保護者の労働や病気などで保育を必要とする乳児、または就学までの幼児を保育することを目的としています。
- * 保育所に入った子どもたちは、一日の大半の時間をここで生活することとなります。ですから、保育所では一人ひとりの子どもの欲求を満たしながら、子どもの生活である「遊び」を豊かに発展させることが保育の基本となります。

企業理念

◇「質の高い保育」を通して社会に貢献する

ご家庭と同じ様に温かく、安心できる環境でこども達を育みます。

保育理念

◇心身ともに「豊かな人間性」の基礎を培う

未来を創造する子どもたちのひらめきを大切にし、考える力・生きる力を育みます。

保育目標

◇心身ともに健康な子

◇自分で考えて行動できる子

◇友達や社会を思いやり信頼関係を築ける子

保育方針

◇一人ひとりの子どもの状況や発達過程を踏まえ、自ら伸びゆく力を支えます。

◇温かい家庭的な環境のなかで、健やかな成長を育みます。

◇さまざまな体験を通して、子どもたちの自由な発想力や思考力を大切にします。

◇家庭を支援し、地域の一員として子育てを見守り、社会とのつながりを支えます。

年齢別保育目標

- 0歳児**・・・●落ち着いた雰囲気の中で欲求を満たし、情緒の安定を図りながら、一人一人の豊かな個性を育み、信頼関係、愛着関係を育てる。
- 個人差に留意しながら離乳の完了や歩行、発語への意欲を育む。
 - 保健的で安全な環境の中で伸び伸びと遊び、いろいろな体験を重ねて、感覚の発達を豊かにし、身の回りの物事へ興味、関心をもてるようにする。
- 1歳児**・・・●保育士に援助されながら、基本的な生活習慣の基礎が身に付く。
- 安心できる保育士との関係を築きながら、安全な環境の下で生活や遊びに取り組む。
 - 探索活動を通して、十分に聞く、見る、触れるなどの経験をし、人や周りのものへの関心をもつ。
 - 感じたことや身の回りの様々な体験を保育士に伝えようとする。
- 2歳児**・・・●保育士等との安定した関わりの中で身の回りのことを行い、自分でできた喜びを感じる。
- 異年齢児との関わりで一緒に行動したり同じ遊びを楽しんだりすることができる。
 - 自分から体を動かすことを楽しむ。
 - 生活の中で身の回りの物の名前や簡単な数、形、色などが分かり、言葉を使って伝えたり、言葉のやり取りを楽しんだりする



1・施設運営主体

名 称	SOU キッズケア株式会社
所 在 地	〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-12-2 朝日ビルディング 4 F-A
電 話 番 号	03-6875-9650
代 表 者 氏 名	長澤 宏昭

2・利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業所 A 型										
施 設 の 名 称	スクルドエンジェル保育園袖ヶ浦園Ⅲ										
施 設 の 所 在 地	〒299-0269 袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前 1-39-13 ウィザースレジデンス袖ヶ浦Ⅱ 1F										
連 絡 先	電 話 番 号 0438-73-3624 ファックス 0438-77-7499										
管 理 者	早川 真知子										
利 用 定 員	(1) 利用定員 19 人 <table><tr><td colspan="2">子 ど も の 区 分</td><td>定 員</td></tr><tr><td rowspan="2">3 号 認 定 子 ども</td><td>1 歳 児 以 上</td><td>14 人</td></tr><tr><td>0 歳 児</td><td>5 人</td></tr></table> (2) 地域の保育の需要等の状況から利用定員を超えて子どもを受入れる場合があります。			子 ど も の 区 分		定 員	3 号 認 定 子 ども	1 歳 児 以 上	14 人	0 歳 児	5 人
子 ど も の 区 分		定 員									
3 号 認 定 子 ども	1 歳 児 以 上	14 人									
	0 歳 児	5 人									
認 可 年 月 日	令和 3 年 11 月 29 日										
施 設 の 概 要 と 図 面	(1) 保育室ごとの面積（有効面積） 0 歳児 19.91 m²、1 歳児 26.90 m²、2 歳児 17.57 m² (2) 保育園全体の面積（延床面積） 134.93 m² (3) 園庭：27 m² (4) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 (5) 建築年月日 令和 3 年 10 月 20 日										
保 険 に つ い て	損害保険ジャパン株式会社 生産物責任賠償保険 1 事故 10 億円 1 名 10 億円（上限） 施設賠償保険 1 事故 10 億円 1 名 10 億円（上限）										

3・施設の運営方針

スクルドエンジェル保育園袖ヶ浦園Ⅲは、安心・安全で、おうちのようにリラックスして過ごせる保育園を目標に、また保護者の皆様にとっても「通ってよかった」「預けてよかった」と思ってもらえる保育施設でありたいと願いながら、日々の保育を行なっています。

- ☐ 幼児英語プログラム
- ☐ 幼児体育
- ☐ モンテッソーリを取り入れた遊び

スクルドエンジェル保育園袖ヶ浦園Ⅲでは、各種外部の幼児教育機関と提携しています。そのため、経験豊富な外部講師と保育士が一緒になって、お子様に合わせた質の高いプログラムを提供しています。また、運営にあたっては、法令等を遵守するものとします。

4・保育所の職員体制とクラス編成

(1) 職務内容と配置数

職種	職務内容	常勤	非常勤
園長	保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決者として苦情の解決にあたります。	1 人	－
保育士	保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連絡等の業務を行います。	4 人	4 人
栄養士	給食の栄養管理、調理等を行います	1 人	－
調理員	給食の調理等を行います。	－	1 人
小児科医	定期的に子どもの内科健診を行います。	嘱託	
歯科医	定期的に子どもの歯科健診を行います。	嘱託	
備考			
1 保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。			
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。			



(2) クラス編成と職員の配置状況

対象年齢	クラス名	児童定員数	担当保育士数	備考
0歳児	萌（めばえ）組	5名	2名	
1歳児	希（のぞみ）組	7名	2名	
2歳児	実（みのり）組	7名	2名	
備考				
1 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。				
2 担当保育士のほか、状況に応じてフリー保育士が保育を補うことがあります。				

		
0歳児部屋	1歳児部屋	2歳児部屋
はじまり	自我が芽生える	成し遂げる

5・保育を提供する時間及び日

当園では、教育・保育等を提供する時間及び日を次のとおり定めています。

(1) 保育時間

保育必要量の区分	対象時間
保育標準時間	7時00分～18時00分までの範囲内
保育短時間	8時30分～16時30分までの範囲内

(2) 時間外保育

保育必要量の区分	対象時間
保育標準時間	18時00分～19時00分までの範囲内
保育短時間	(1) 7時00分～8時30分までの範囲内 (2) 16時30分～19時00分までの範囲内

(3) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで。

（国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までを除きます。）

「袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第12条」に基づき、特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録するものとする。

6・提携協力の概要

当事業所の保育が適正かつ確実に実施され、必要な保育が継続的に提供されるよう、以下の施設と連携協力を行います。

(1)

施設の種類	認可保育所
施設名称	スクルドエンジェル保育園望海園（のぞみえん）
所在地	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前 2-14-6
連携協力の概要	保育内容の支援(相談や助言・代替保育の提供)、卒園児の受け入れ等

(2)

施設の種類	認可保育所
施設名称	スクルドエンジェル保育園神納園
所在地	袖ヶ浦市神納 2722-3
連携協力の概要	保育内容の支援(相談や助言・代替保育の提供)、卒園児の受け入れ

(3)

施設の種類	保育所
施設名称	袖ヶ浦市立久保田保育所
所在地	千葉県袖ヶ浦市久保田 1799-3
連携協力の概要	保育提供が終了した児童の受入れ

(4)

施設の種類	保育所
施設名称	袖ヶ浦市立根形保育所
所在地	千葉県袖ヶ浦市下新田 106-1
連携協力の概要	保育提供が終了した児童の受入れ

(5)

施設の種類	保育所
施設名称	袖ヶ浦市立福王台保育所
所在地	千葉県袖ヶ浦市神納 2-19-4
連携協力の概要	保育提供が終了した児童の受入れ

7・提供する保育等の内容

(1) 保育の内容

子どもたちが自ら楽しんで取り組むことができるような教育を導入しています。（別紙パンフレットを参照）

(2) 1日の流れ

次ページ参照（状況に応じてプログラムは変更となります）

1 日の流れ（日課表） 状況に応じてプログラムは変更します。※排泄はお子様に合わせて行います

	(0歳児 1歳児 2歳児)
7:00	登園 視診 合同保育（自由あそび モンテッソーリ活動）
9:00	排泄（オムツ交換 トイレトレーニング）
9:10	朝の会（歌 手遊び 体操など）
9:30	朝のおやつ 水分補給
10:00	年齢に応じた活動（教育プログラム） 戸外遊び・園外保育
11:00	食事（離乳食 授乳）
11:30	着替え
12:00	お昼寝
12:30	
14:45	目覚め・排泄（オムツ交換 トイレトレーニング）
15:00	おやつ
16:00	帰りの会 降園準備 自由遊び・モンテッソーリ活動
16:30	合同保育
18:00	延長保育（18時15分以降 補食提供）
19:00	降園

(3) 年間行事 (予定)

4月	今日からお友だち会	10月	ミコうんどうかい
5月	子どもの日	11月	保育参加
6月	保護者面談	12月	クリスマス会
7月	七夕会・水遊び	1月	お正月遊び
8月	子どもまつり	2月	節分会 (豆まき)
9月	引き渡し訓練	3月	ひなまつり・お別れ会

* 行事は一例です。毎月、お誕生会や全園児が揃って参加するお楽しみ会も企画していきます。

* その他の行事につきましては、おたより等でお知らせいたしますので、そちらをご参照ください。



(4) 給食について

ア 園児は保育園内での活動に対して、必要な栄養量を摂取しております。

(毎月献立表を配布しますので、ご家庭での食事の参考にしてください。)

イ 給食は月～金曜日まで提供します。

昼食(主食+副食給食)と間食(午前・午後各1回)を提供します。

ウ 食物アレルギーについて

食物アレルギーをお持ちのお子様はお知らせください。医師の診断、指導のもとに食事に対応を相談させていただきますので、保育園生活管理指導表が必要となります。

(5) 便宜の提供

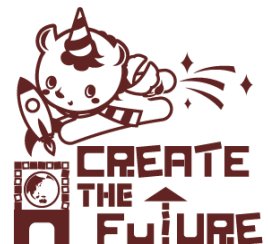
当園は、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア 時間外保育

イ その他の保育に係る行事等

ウ おむつサブスク導入

エ 使用済おむつは園で処理 ※無料



8・毎日持参していただくもの

めばえ組（0歳児）
・連絡帳（ルクミーでのご提出） ・エプロン（3枚）食事用、おやつ用 ・ガーゼ（ミルクの回数分） ・お口拭き ・着替えの洋服 1セット（上下の洋服、肌着） ※食事、又は汗をかいた時に着替えをします。 名前を書いたスーパーの袋などに入れてきてください。

のぞみ組（1歳児）みのり組（2歳児）
・連絡帳（ルクミーでのご提出） ・エプロン（3枚）食事用、おやつ用 ・お口拭き ・着替えの洋服 1セット（上下の洋服、肌着） ※食後（お昼寝前）に着替えをします。名前を書いたスーパーの袋などに入れてきてください。

9・週末に持ち帰るもの

全クラス共通
・お昼寝用バスタオル（1枚）※冬の時期は、厚手のもの ・敷きパット（1枚）※サイズ70×120cm ・カラー園帽子 ※洗濯をして、週始めにお持ちください。

10・ロッカーで保管するもの

全クラス共通
・着替え（3組）※季節に合わせて ・おむつ ・お尻拭き ・ビニール袋数枚（取っ手のあるもの） ・キッチンバック



【お願い】

持ち物には、マジック等でわかりやすくお名前を書いてください。

ブログに普段の様子を掲載しますので、スタイや、園帽子に記名する場所には十分お気を付けください。

（NG:スタイの正面に大きく記名する。帽子のつばの部分に記名する。等）

11・保育料等について

(1) 保育料について

① 地域型保育給付費の法定代理受領

当園は、子ども・子育て支援法第 29 条第 5 項（同法第 30 条第 4 項の規定において準用する場合も含む）の規定により、地域型保育給付費を保護者に代わって受領します。

② 利用者負担額等の納付方法

利用者負担（保育料）は、請求額をお知らせいたします。翌月の 27 日に指定口座より引き落としにて徴収させていただきます。

月の途中退所における利用者負担（保育料）は、「特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書」で定めた利用者負担（保育料）に、その月途中退所であっても、保育料の返還は無いものとします。

(2) 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払いただきます。

また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いただくことがあります。

この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的や理由について、適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

※月末締め翌月 27 日に口座引き落としにて徴収いたします

ア 便宜に係る費用

種類	理由	金額	支払時期
共済費	スポーツ振興センターの保険料の保護者負担分	原則 240 円/年	入園時 進級時
補食費	時間外保育利用時の空腹を満たすため	50 円/食	下記備考参照
園児用帽子	お散歩時の安全確保 感染症対策のため、個人で購入	840 円	入園時

イ 時間外保育にかかる保育料（スポット利用）

項目	7 時から 8 時半まで	16 時半から 18 時まで	18 時から 19 時まで
保育標準時間	—	—	30 分毎 100 円
保育短時間	30 分毎 100 円	30 分毎 100 円	

12・利用開始及び終了に関する事項

(1) 保育の提供の開始

利用者の決定については市が行う利用調整による。

(2) 保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

(ア) 3号認定でなくなったとき。(満3歳に到達した日の属する年度の終わりまで保育する場合を除く)

(イ) 子どもの居住地市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき。

(ウ) 保護者から退園の申出又は転園をしたとき。

(3) 退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1カ月前までに、園長に連絡し、退園月の15日までに市役所に退所届を提出するものとします。

13・緊急時の対応について

(1) 保育中に容体の変化等があったとき

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

ア 内科、小児科

医療機関の名称	石井内科小児科医院
医 院 長 名	石井 理夫
所 在 地	〒299-0245 袖ヶ浦市蔵波台 4-13-8
電 話 番 号	0438-62-7360

イ 歯科医

医療機関の名称	医療法人社団夢仁会 中村歯科医院
医 院 長 名	理事長 中村 武仁
所 在 地	袖ヶ浦市神納 1-7-5
電 話 番 号	0438-62-4849



(2) 災害時の対応について

ア 避難場所

当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

	緊急避難場所	指定避難場所	指定避難場所 (洪水・高潮)	指定避難場所 (津波)
名称	園庭	奈良輪小学校	袖ヶ浦市民会館	昭和中学校
園からの距離	—m	約 1,200m	約 1,100m	約 2,000m
所要時間	一分	約 16 分	約 16 分	約 30 分

イ 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

14・非常災害対策

当園は、非常災害に備え、次の取組を行います。

防災設備の設置	・自動火災報知機 ・誘 導 灯 ・ガス漏れ報知機 ・非常警報装置 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 ・震災に備えての備蓄（非常用リュックサック、拡声器、携帯ラジオ等） 有
避難・消火訓練	条例の規定に基づき、避難訓練（毎月）及び消火訓練（毎月）を実施します。

15・要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・解決責任者 本部 外山 智 ・受付担当者 園長 早川 真知子 ・ご利用時間 当園開園日、開所時間内 ・電 話 番 号 0438-73-3624 ・F A X 0438-77-7499 担当者不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第 三 者 委 員	奥野 敏夫	電 話 番 号	048-764-8149

※当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

16・虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

17・守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 保育に関する記録等を送付するとき

保育に関する記録等について転園先の保育園へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供をするにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

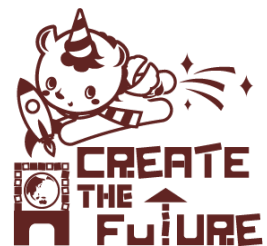
(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限り使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限り使用します。



18・保健衛生

(1) 医師による健康診断(年2回)

歯科医師による歯科健診(年2回)

身体測定(毎月1回)

(2) 普段と状態が異なった時は、必ず登園時に職員に状態をお話ください。

保育中に体調の変化が著しい時は、連絡をさせていただきます。

(3) 特異体質または持病をお持ちの方はお知らせください。

(4) 伝染性の病気で休んだ場合は、登園の際、医師の証明(登園許可書)の提出を依頼する場合があります

(5) 与薬について

保育園での与薬については、やむを得ない場合に限り保護者からの与薬依頼に基づきお薬をお預かりいたします。

ただし、お薬によっては医師からの与薬指示書のご提出をお願いする場合がございます。

① 与薬指示書について

・病気や怪我で受診した時、薬を飲むことが必要と診断された場合、まず、保育園に通っていることを医師に話し、朝・夕2回の服用にすることが可能かどうかをたずねてください。

② 与薬依頼について

・保育中に薬を服用することが必要な場合は、登園した時に、保育所にある与薬依頼の用紙に保護者が記入の上、医師の与薬指示書と一緒に1回分の薬を職員に手渡してください。

(6) 感染症の対応について

感染症の拡大を防ぐために、嘔吐物や尿、糞便、血液等は感染性があるとみなし、厚生労働省から示された「保育所における感染症ガイドライン」に沿って対応していきます。



19・当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前 9 時までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	保育時間以外の時間の保育は、時間外保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
飲食	アレルギー事故や誤飲を防ぐ為、飲食の持ち込みは禁止しています。 登園カバンなどにも入れておかないでください。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
不正受給について	次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。 (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。
防犯カメラについて	当園では、万が一の事故発生時の原因究明を容易・可能とすることで、園児及び保護者が、安心して当園を利用できるようにするために、園内に防犯カメラを設置しております。

20・提出していただくもの

- (1) 当園は、文書は、「袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 34 条」に基づき、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。
- (2) 特定教育・保育の提供に関し作成・整備された以下に掲げる記録は、その完結日からそれぞれの記録に応じた定める期間、保存するものとする。

	提出書類	提出先
1	児童票他・母子手帳のコピー（健診内容のわかるもの）	保育園
2	重要事項説明書についての確認書	
3	(独)日本スポーツ振興センター災害共済同意書	
4	個人情報の取り扱いに関する同意書	
5	ルクミーご利用にあたっての同意書	

21・留意事項

- (1) 当該しおりの内容に基づき説明した内容について変更がある場合には、事前にご説明いたします。
- (2) 保育園でのお子様の生活がより楽しく充実したものとなるよう、保護者の皆様におかれましては、保育園の運営についてご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

